

★ デジタル性暴力について

「性暴力」と聞くと、同意なくプライベートゾーンを触る等、身体への直接的な暴力を思い浮かべる人が多いと思いますが、スマートフォンやSNSが生活の一部となった現在では、IT技術を悪用したデジタル性暴力が急速に広がっています。

データはコピー・保存・再投稿ができるため、消し去ることは容易ではありません。「家族や知人に見られてしまうのでは」等の不安や恐怖、自責感を抱いたり、先の見えない苦しみが続き、被害者がトラウマを抱えることも少なくありません。

★ デジタル性暴力とは

- ◆リベンジポルノ（私事性的画像記録の公表）：交際相手から振られたことへの逆恨みで、交際時の性的画像等をネット上に公開する。
- ◆セクストーション（性的脅迫）：性的画像等を送らせ、ゆすり、さらなる要求をする。
- ◆ディープフェイク：人工知能（AI）技術を使い、実在人物の顔を性的画像等に合成加工する。
- ◆性的画像の無断撮影・拡散（盗撮・転送）
- ◆オンラインハラスメント：SNS上で性的な誹謗中傷や卑猥なメッセージを送りつける 等があります。

相談室 だより

今回は、デジタル性暴力についてお伝えします。

● 性犯罪に関する法改正

2023年に刑法が改正され、新設された「不同意性交等罪」は性犯罪の核心が「暴行や脅迫の有無」ではなく「同意があったかどうか」であることを明確に示し、同時に、単にネット上のトラブル等と言われがちだったデジタル性暴力に対しても「性的姿勢撮影罪」が新設され、同意なく性的な写真を撮る・拡散する等の行為は性犯罪であると定義されました。

● 私たちが出来ること

被害者を孤立させない、傍観者にならない、安全な居場所をつくる等があります。もし、あなたやあなたの大切な人がデジタル性暴力で苦しんでいるならば、どうか一人で抱えないでください。あなたは悪くありません。あなたの尊厳と安全を取り戻すために相談室を利用されてみませんか。

♥ 暴力がない未来へ ～子どもたちと考える～

ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会とは、性差別や暴力、性別による固定的な役割分担などの要因となっているジェンダーを見直して、すべての人が個人としてその尊厳が重んじられ、あらゆる分野に参画し、責任を担い、平等に利益を受け取ることができる状態を言います。「女性に対する暴力をなくす運動」の期間に合わせ、いざという時に自分の身を守るための「理論と実践ワーク 女性のための護身術」講座を開催しました。女性や女兒であっても、加害者の隙について逃げるコツを学びました。



講師の橋本明子さん（左から3人目）と共催の民間団体の皆さんと一緒に。

大きな声を出してみたり、実際に逃げるまでの練習をしてみたりと、頭と体の両方を使いました。女子小学生の皆さんも、ご家族と一緒に楽しく参加されました。

参加者の田淵さんご家族と仲さんご家族からの感想：「手をつかまれた時の逃げ方をお友達にも教えてみたいと思いました」「『自分でできる対策を学ぶことが大切だね』と親子で向き合っている良い機会となりました」

久留米市 男女平等推進センター 女性のための 総合相談

あなたはひとりではありません
まず、電話してみませんか？

TEL 0942-30-7802
FAX 0942-30-7811

面接・電話相談
(面接は要予約)

月曜日・火曜日・水曜日
金曜日・土曜日
10時から18時
日曜日 10時から17時
木曜日 17時から20時
休み…月の末日・祝休日・年末年始

久留米市 男女平等推進センター 男性のための 電話相談

「男だから」弱音を吐かない、
強くなれば…と
思っていますか？

TEL 080-6787-6172
FAX 0942-30-7811

毎月第2・第4月曜日
16時30分から17時30分まで

開設日時など
詳細はこちら
予約もできます

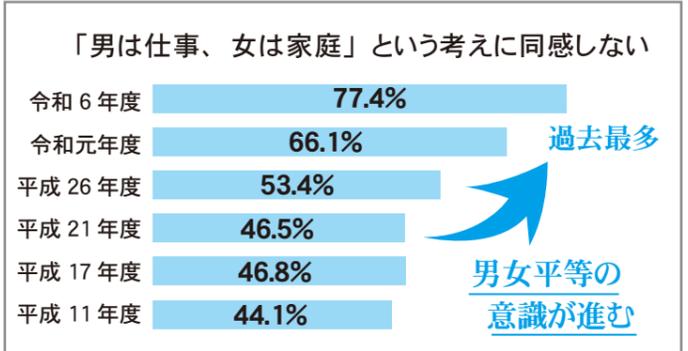


男女平等に関する市民意識調査の結果報告

市では、第5次久留米市男女共同参画行動計画の策定にあたり、市民の男女平等に関する意識と実態について把握し、施策検討の基礎資料として活用するため、令和6年度に「第9回久留米市男女平等に関する市民意識調査」を実施しました。

固定的な性別役割分担意識は薄れつつある

これまで、行動計画に基づき、男女平等推進センターを中心に講座等の開催や情報提供、市民の自主活動等を通じ、男女平等の意識づくりを進めてきた結果、今回の調査では、「男は仕事、女は家庭」に同感しない人の割合が過去最多となりました。性別による固定的な役割分担意識は薄れ、男女平等の意識は進んできていると言えます。

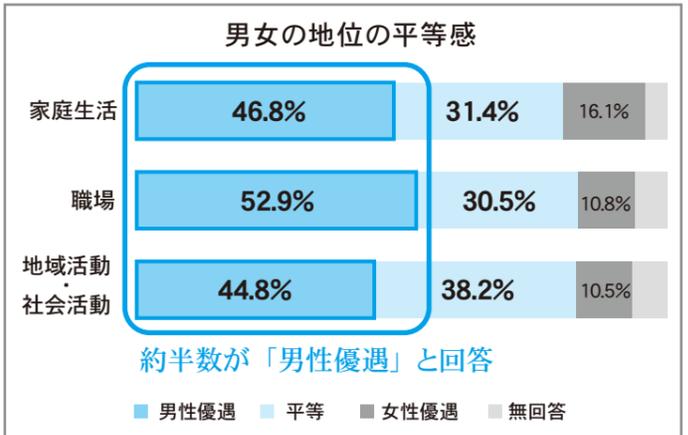


実態が意識に追いついていない

しかしながら、男女の地位の平等感については、「家庭生活」「職場」「地域活動・社会活動の場」で男女の地位が平等と感じている人の割合は3割代に留まり、男性の方が優遇されていると感じている人の割合が5割近くを占め、実態が意識に追いついていない状況となっています。

「男女共同参画社会」の実現をめざして

身近な生活の場において男女の不平等感が解消されない要因は、固定的な性別役割分担意識に基づく慣習や慣行、制度が根強く残っているためです。このような習慣等は長い時間をかけ社会的・文化的に形成されてきたものであるため、なくすことは容易ではありません。市民一人ひとりが、ジェンダー平等について理解し、認識を深め、主体的な行動につなげられるよう市全体で取組を進めていく必要があります。



【お問い合わせ先】

協働推進部男女平等政策課
TEL：0942-30-9044
FAX：0942-30-9703